第 100 回電気用品調査委員会
平成 29 年 10 月 30 日
資料 No. 1

第99回 電気用品調査委員会 議事要録(案)

1. 開催日時:平成 29 年7月 11 日(火) 13:30 ～ 16:00
2. 開催場所:(一社)日本電気協会 4 階 会議室
3. 出 席 者:(順不同, 敬称略)

＜委員(委員代理出席者含む)＞39 名

大崎委員長 [東京大学]
小道副委員長 [電気安全全国連絡委員会]
近藤幹事 [(一財)日本品質保証機構]
綾戸幹事 [熔接鋼管協会]
飛田委員 [東京都地域婦人団体連盟]
堀委員 [塩化ビニル管・継手協会]
石原委員 [電気保安協会全国連絡会]
五来委員 [(一社)日本電線工業会]
長内委員 [日本ヒューズ工業組合]
土屋委員 [(一社)日本陸用内燃機関協会]
諸田委員 [(一社)インターホン工業会]
與野委員 [(株)UL Japan]
小田委員 [(一財)VCCI協会]
瀧澤委員 [テュフズードザクタ(株)]
吉岡委員 [(一社)日本電気協会]
清水内橋委員代理 [(一社)日本照明工業会]
酒井委員 [(一社)電気学会]
中尾西村委員代理 [(一社)日本電設工業協会]
袴田委員 [(一社)電線総合技術センター]
住谷藤倉委員代理 [(一財)電気安全環境研究所]
本松副委員長 [(一社)日本電機工業会]
藤倉古谷副委員長代理 [(一財)電気安全環境研究所]
澁江幹事 [(一社)日本配線システム工業会]
井部幹事 [(一社)電子情報技術産業協会]
佐々木委員 [(一社)日本電気制御機器工業会]
野田委員 [全日本電気工事業工業組合連合会]
森木戸委員代理 [電気事業連合会]
辻田委員 [日本電熱機工業協同組合]
笠原委員 [(一社)日本自動販売機工業会]
岩田委員 [(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会]
丹沢委員 [全国金属製電線管附属品工業組合]
堀委員 [合成樹脂製可とう電線管工業会]
福島委員 [(一社)日本厨房工業会]
大浦委員 [(一社) 日本ホームヘルス機器協会]
伊藤委員 [(一社)日本写真映像用品工業会]
清水委員 [(一社)電池工業会]
横山岸村委員代理 [日本プラスチック工業連盟]
内藤湯原委員代理 [(一社)日本縫製機械工業会]
山下委員 [(一財)電気安全環境研究所]

＜委任状提出委員＞ 6 名

鳥井委員 [(独)科学技術振興機構]
上山委員 [(一社)日本アミューズメントマシン協会]
山口委員 [(一社)日本玩具協会]
北村委員[産業技術総合研究所]
山本委員 [日本暖房機器工業会]
泉 委員 [(一社)KEC 関西電子工業振興センター]

＜参加＞ 25 名

和田課長 [経済産業省 製品安全課]
三宅係長 [経済産業省 製品安全課]
福井課長補佐 [経済産業省国際電気標準課]
山根 [(一財)熔接協会]
吉田 [(一社)日本電機工業会]
齋藤 [(一社)電気設備学会]
鈴木 [(一社)日本照明工業会]
浜中 [(一社)電気学会]
義経 [(独法)製品評価技術基盤機構]
中居[(独法)製品評価技術基盤機構]
村松 [(一財)VCCI協会]
山本 [(一財)日本規格協会]
五十嵐 [認証制度共同事務局]
遠藤課長補佐 [経済産業省 製品安全課]
長澤専門職 [経済産業省 製品安全課]
高橋主任 [東京消防庁 予防部]
金子 [(一社)日本電機工業会]
阿部 [(一社)日本配線システム工業会]
井上 [(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会]
小綿 [(一財)日本規格協会]
中根 [(一社)電池工業会]
宮川 [(独法)製品評価技術基盤機構]
板越 [(独法)製品評価技術基盤機構]
徳田 [(一財)VCCI協会]
佐波 [(一財)日本規格協会]

＜事務局＞ 3名

荒川, 古川, 萩原 [(一社)日本電気協会]

4. 配付資料

・資料 No.1	第 98 回電気用品調査委員会議事要録(案)	
・資料 No.2	平成29年度 別表第十二採用 JIS / J 規格等 審議計画(案)	
・資料 No.3-1	別表第十二への採用を検討する JIS 一覧(小委員会承認後)	
・資料 No.3-2	JIS C 9300-10	アーク溶接装置-第 10 部:EMC 要求事項
・資料 No.3-3	JIS C 8462-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第 1 部:一般要求事項
・資料 No.4-1	別表第十二への採用を検討する JIS 等一覧(JIS 等発行後)	
・資料 No.4-2	JIS C 9300-7	アーク溶接装置-第7部:トーチ
・資料 No.4-3	JIS C 9335-2-3	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部:電気アイロン
・資料 No.4-4	JIS C 9335-2-9	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部:可搬形電熱調理器具
・資料 No.4-5	JIS C 9335-2-11	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部:回転式衣類乾燥機
・資料 No.4-6	JIS C 9335-2-23	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-23 部:スキンケア又はヘアケア用機器
・資料 No.4-7	JIS C 9335-2-44	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部:電気アイロナ
・資料 No.4-8	JIS C 9335-2-61	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部:蓄熱形ストーブ
・資料 No.4-9	JIS C 9335-2-106	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-106 部:電気カーペット
・資料 No.4-10	JIS C 8105-1	照明器具－第 1 部:安全性要求事項通則
・資料 No.4-11	JIS C 8105-2-1	照明器具－第 2-1 部:定着灯器具に関する安全性要求事項
・資料 No.4-12	JIS C 8105-2-4	照明器具－第 2-4 部:一般用移動灯器具に関する安全性要求事項
・資料 No.4-13	JIS C 8105-2-7	照明器具－第 2-7 部:可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項
・資料 No.4-14	JIS C 8105-2-9	照明器具－第 2-9 部:写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項(アマチュア用)
・資料 No.4-15	JIS C 8105-2-17	照明器具－第 2-17:舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項
・資料 No.4-16	JIS C 8105-2-19	照明器具－第 2-19:空調照明器具に関する安全性要求事項
・資料 No.4-17	JIS C 3662-5	定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第 5 部:可とうケーブル(コード)
・資料 No.4-18	JIS C 3662-7	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－第 7 部:遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル
・資料 No.4-19	JIS C 3663-8	定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル―第 8 部:高可とう性コード
・資料 No.4-20	CISPRJ15	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法
・資料 No.4-21	CISPRJ32	マルチメディア機器の電磁両立性－エミッション要求事項－
・資料 No.5-1	平成 28 年度 電気用品調査委員会 事業報告(案)	
・資料 No.5-2	平成 28 年度 電気用品調査委員会決算報告(案)	
・資料 No.6-1	第 7,20,55 小委員会審議結果報告書	(一社)日本電線工業会
・資料 No.6-2	第 34 小委員会審議結果報告書(光源デバイス・照明器具関係)	(一社)日本照明工業会

・資料 No.6-3	第 59/61/116,72 小委員会審議結果報告書	(一社)日本電機工業会　家電部
・資料 No.6-4	第 23-1 小委員会審議結果報告書	(一社)日本配線システム工業会
・資料 No.6-5	第 23-2 小委員会審議結果報告書	(一社)電気設備学会
・資料 No.6-6	第 23-3 小委員会審議結果報告書	(一社)日本電気制御機器工業会
・資料 No.6-7	第 108 小委員会審議結果報告書	(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会
・資料 No.6-8	第 1,3,25 小委員会審議結果報告書	(一財)日本規格協会
・資料 No.6-9	第 76 小委員会審議結果報告書	(一財)光産業技術振興協会
・資料 No.6-10	第 2,15,22,77,85,112 小委員会審議結果報告書	(一社)電気学会
・資料 No.6-11	第 31, 第 32-2, 第 96, 121・23E 小委員会審議結果報告書	(一社)日本電機工業会　技術部
・資料 No.6-12	第 89,104 小委員会審議結果報告書	(一財)日本規格協会
・資料 No.6-13	第 21 小委員会審議結果報告書	(一社)電池工業会
・資料 No.7	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について(抜粋)	

5. 議事概要

議事概要を以下の(1)～(12)に示す。

(1) 委員の加入及び委員交代並びに委員会の成立に関する報告について

a. 事務局より, 委員の交代について報告を行った。

(一社)電子情報技術産業協会	佐野　眞一	→	井部　和之
(一社)日本電線工業会	髙坂　秀世	→	五来　高志
塩化ビニル管・継手協会	諸田　弘幸	→	掘　義浩
(一社)電池工業会	淡路谷　隆久	→	清水　義正

b. 事務局より, 第 99 回電気用品調査委員会が成立している旨の報告を行った。

＊出席委員数については, 総数 48 名に対し, 代理出席 7 名を含め, 計 39 名である。欠席者 9 名については 6 名が議決を委員長に委任しており, 合計 45 名の出席及び委任がある。以上により, 規約第 4 条にある全委員数の 2/3（32 名）以上の出席を充足しており, 本委員会は成立している。

(2) 大崎委員長の挨拶

・ 大崎委員長挨拶の後, 議事に入った。

(3) 和田製品安全課長の挨拶

・ 7 月 1 日に着任された和田製品安全課長から挨拶があった。

(4) 前回議事要録(案)確認 ＜事務局＞

・ 資料№1『第 98 回電気用品調査委員会　議事要録(案)』について, 事務局から事前に配付したものに対しコメント等はなかった旨を報告し, 本議事要録案は承認された。

(5)解釈検討第 2 部会 別表第十二への採用を要望する JIS について（小委員会承認後）

＜解釈検討第 2 部会長 (一財)電気安全環境研究所　住谷氏＞

・ 住谷部会長より, 資料 No.2 に基づき, 平成29年度　別表第十二採用 JIS / J 規格等　審議計画の説明後, 資料 No.3-1 で電気用品の省令に適合する整合規格として解釈別表第十二に採用を要望する JIS のう

ち，小委員会承認後の JIS の概要について説明がなされた。

このなかで，JIS C 9300-10 については，安全の基準と雑音の基準の両方の要求が規定されているので，JIS 発行までに解釈別表第十二の安全の基準表又は雑音の基準の表のどちらに採用を要望するのかを検討予定であると説明された。

その後，各小委員会事務局から表1に示した規格について説明がなされた。審議の結果，提案は承認された。

表 1 別表第十二への採用を要望する JIS 一覧（小委員会承認後）

資料番号	JIS 番号	タイトル
・資料 No.3-2	JIS C 9300-10	アーク溶接装置-第 10 部：EMC 要求事項
・資料 No.3-3	JIS C 8462-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第 1 部：一般要求事項

○質疑応答の概要を以下に示す。

質疑応答概要 【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q1（山下委員）； 資料 3-2 の省令への適合性の説明の第十六条は該当となっているが，保護協調とは機器の異常時にブレーカ等の安全装置が，機器が火災等の事故事象を発生する前に作動するように設計することを求めているもので EMC 要求とは関係しないのでないか？

A1； （熔接協協会）ここで保護協調については，EMC によって機器が誤作動し，他の機器へ悪影響を及ぼすことを考えて該当とした。ブレーカ等の安全装置との協調には関係ないので非該当に修正したい。

Q2（飛田委員）； 資料 3-3 のg）項（通しページ 29）の「固体の侵入及び有害の侵入からの保護」は何を考慮したものか？

A2； （電気設備学会）大きさ 2.5mm 程度の虫，ごみ又は水の浸入で電線管の強度や絶縁性能へ悪影響を及ぼさないことを求めている。ここでは，ゴキブリ，ムカデ等が電線管内に侵入したいように隙間を制限している。動物の食害は考えていない。

(6)解釈検討第 2 部会 別表第十二への採用を要望する JIS について（JIS 発行後）

＜解釈検討第 2 部会長 （一財）電気安全環境研究所 住谷氏＞

・住谷部会長より，資料 No.4-1 に基づき，電気用品の省令に適合する整合規格として解釈別表第十二に採用を要望する制定，改正後の JIS については，既に小委員会承認後の委員会において承認済みであるため報告事項とする旨説明の後，概要について報告がなされた。その後，各小委員会事務局から表2に示した規格について報告がなされ，今後，整合規格としての採用を国へ提案することが承認された。

表2 別表第十二への採用を要望する JIS 一覧（JIS 発行後）

資料番号	JIS 等番号	タイトル
・資料 No.4-2	JIS C 9300-7	アーク溶接装置-第7部：トーチ
・資料 No.4-3	JIS C 9335-2-3	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-3 部：電気アイロンの個別要求事項
・資料 No.4-4	JIS C 9335-2-9	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-9 部：可搬形ホブ，オーブン，トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項
・資料 No.4-5	JIS C 9335-2-11	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-11 部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項

・資料 No.4-6	JIS C 9335-2-23	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項
・資料 No.4-7	JIS C 9335-2-44	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-44 部：電気アイロナの個別要求事項
・資料 No.4-8	JIS C 9335-2-61	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項
・資料 No.4-9	JIS C 9335-2-106	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-106 部：電気カーペット及び取り外し可能な床上げの下に設置された室内暖房用ヒーティングユニットの個別要求事項
・資料 No.4-10	JIS C 8105-1	照明器具－第 1 部：安全性要求事項通則
・資料 No.4-11	JIS C 8105-2-1	照明器具－第 2-1 部：定着灯に関する安全性要求事項
・資料 No.4-12	JIS C 8105-2-4	照明器具－第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項
・資料 No.4-13	JIS C 8105-2-7	照明器具－第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項
・資料 No.4-14	JIS C 8105-2-9	照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）
・資料 No.4-15	JIS C 8105-2-17	照明器具－第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項
・資料 No.4-16	JIS C 8105-2-19	照明器具－第 2-19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項
・資料 No.4-17	JIS C 3662-5	定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－第 5 部：可とうケーブル（コード）
・資料 No.4-18	JIS C 3662-7	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－第 7 部：遮へい付き又は遮へいなしの 2 心以上の多心可とうケーブル
・資料 No.4-19	JIS C 3663-8	定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル―第 8 部：高可とう性コード
・資料 No.4-20	CISPRJ 15	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法
・資料 No.4-21	CISPRJ 32	マルチメディア機器の電磁両立性－エミッション要求事項－

○質疑応答の概要を以下に示す。

質疑応答概要 【Q：質問，C：コメント，A：回答】

Q1（飛田委員）；資料 No.4-3 のアイロンの要求で，平らな安定した場所で試験とあるが，近頃は服を立て掛けてアイロンを掛けるものもあるが問題ないのか？

A1；（JEMA）立てかけて使用するものは，別の規格になる。蒸気でしわを取るファブリックスチーマーは JIS C 9335-2-85 の規格を使用する。ズボンプレッサーであれば JIS C 9335-2-44 の規格を適用することになる。

Q2；（飛田委員）資料 No.4-5 の乾燥機で，d)項（通しページ 74）の温度限度を IEC に合わせたとあるが，衣類の使用限度とは整合性を取っているのか？

A2；（JEMA） この規格は衣類乾燥機の安全性を規定したものなので衣類のダメージまでは考慮していない。しかし、製造メーカは衣類の限度を考慮して庫内の温度を定めている。また、最近、洗濯表示の JIS が改正されたが、繊維そのものの耐熱性の基準は従来と変わっていないので特段の問題はないと考えている。

Q3；（飛田委員）資料 No.4-6 の d）項（通しページ 81）の図記号を IEC から ISO に変更とあるが混乱しないか？

A；（JEMA）一般消費者が見てもイメージ的に理解できるものなので，問題ないと考えている。

Q4；（大崎委員長） 資料 No.4-3 の f）項（通しページ 81）手持ち機器が対象になった経緯は分かるか？

A；（JEMA）変更になった背景は不明である。しかし，手持ち機器にも耐熱性，耐火性を要求すべきと考えて

いるので妥当と判断している。

Q5;'(大崎委員長) 資料 No.4-4 の a)項で中華なべ用 IH の追加とあるが，日本でも中華なべ用IH 調理器器具が発売されるのか？

A;(JEMA)ネットで調べたところ，日本での販売は確認できなかった。製造者の指定なべを使用して，IH 面となべを密着させる必要があり，なべが異なると調理できない等の問題があるので市場普及には課題が多いと考えている。

Q6;(飛田委員)資料№4-18 の b)項 (通しページ 191)項で，「難燃性試験の試験方法に規定されていた JIS C 3665-1-1，JIS C 3665-1-2 から，JIS C 3665-1-1 を削除し，JIS C 3665-1-2 のみとした。」とあるが，電気火災の中でケーブルによる火災も発生しているので，IEC に合わせて削除する必要もないのではないか？

A；IEC 規格改正に合わせ，JIS C 3662-7 の中で引用している JIS C 3665-1-1，JIS C 3665-1-2 のうち JIS C 3665-1-1 を削除したものであるが、JIS C 3665-1-2 が JIS C 3665-1-1 を引用しているため特に問題ないと考える。

(7) 平成 28 年度電気用品調査委員会事業報告案について ＜事務局＞

・事務局より，資料 №5-1 に基づき，平成 28 年度の事業報告(案)について説明を行い，意見・質問等はなく承認された。

(8) 平成 28 年度決算について ＜事務局＞

・事務局より，資料№5-2 に基づき平成 28 年度決算見込の説明があり，意見・質問等はなく承認された。

(9)各小委員会からの報告

・資料№6-1～6-13 に基づき，各小委員会より報告があった。

a.	第 7,20,55 小委員会審議結果報告書	(一社)日本電線工業会
b.	第 34 小委員会審議結果報告書(光源デバイス・照明器具関係)	(一社)日本照明工業会
c.	第 59/61/116,72 小委員会審議結果報告書	(一社)日本電機工業会　家電部
d.	第 23-1 小委員会審議結果報告書	(一社)日本配線ｼｽﾃﾑ工業会
e.	第 23-2 小委員会審議結果報告書	(一社)電気設備学会
f.	第 108 小委員会審議結果報告書	(一社)ﾋﾞｼﾞﾈｽ機械・情報ｼｽﾃﾑ産業協会
g.	第 1,3,25 小委員会審議結果報告書	(一財)日本規格協会
h.	第 2,15,22,77,85,112 小委員会審議結果報告書	(一社)電気学会
i.	第 31，第 32-2，第 96，121・23E 小委員会審議結果報告書	(一社)日本電機工業会　技術部
j.	第 89,104 小委員会審議結果報告書	(一財)日本規格協会
k..	第 21 小委員会審議結果報告書	(一社)電池工業会

(↓事務局代読)

l.	第 23-3 小委員会審議結果報告書	(一社)日本電気制御機器工業会
m.	第 76 小委員会審議結果報告書	(一財)光産業技術振興協会

質疑応答概要 【Q:質問，C:ｺﾒﾝﾄ，A:回答】

Q1(大崎委員長);資料 No.6-8 で規格の各国語訳の FDIS 開始後の提出を 12 週間に短縮する提案が出

ているとあるが，こういう提案の提出ルートはどうなっているのか？

A1；(JSA)昨年の総会で提案された。各国語訳の提出が遅く，規格の HP への掲載が遅くなっているためである。

(10) 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する提案書の提出について＜事務局＞

事務局より，資料 №7 に基づき，第 98 回電気用品調査委員会で承認された「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二への採用に関する提案書」を経済産業省に提出した旨の報告があった。この提案は，7 月 3 日付けで解釈改正の通達で反映されたことを報告された。

(11) 次回の開催日程について＜事務局＞

・次回の『第 100 回 電気用品調査委員会』は，以下の予定で開催することとした。

日時：平成 29 年 10 月 30 日(月) 13:30～

場所：日本電気協会 4 階 会議室(予定)

なお，次回は昭和 47 年 2 月の第 1 回委員会の開催から100回の委員会となるので，記念ﾊﾟｰﾃｨを委員会終了後予定していることを紹介した，

以上で，本日の審議を終了し，散会した。

－ 以 上 －